仙台市中学校教育研究会養護教育部会

第一章 総則

- 第1条 本会は、仙台市中学校教育研究会養護教育部会と称する。
- 第2条 本会の所在地は、副部会長所属校におき、事務局と兼任する。
- 第3条 本会は、生徒の健康保持増進を期し、養護教育の発展に寄与するとともに、会員相互 の親睦をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1 生徒の健康保持増進に関する研修および研究。
 - 2 養護教諭の職務に関する研修および研究。
 - 3 関係機関および諸団体との連携。
 - 4 会員相互の親睦。
 - 5 その他、本会の目的達成に必要と認める事項。

第二章 組織

- 第5条 本会は、仙台市立中学校(宮城教育大学附属中学校・宮城県仙台二華中学校・仙台青 陵中等教育学校・秀光中等教育学校を含む)の養護教諭並びに養護担当者及び部会長と なる校長をもって組織する。
- 第6条 本会はブロック会を設ける。

第三章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

部会長 1名 副部会長 1名 幹事 5名 監事 1名 常任委員 5名 研究推進委員 5名

- 第8条 役員の任務は次のとおりにとする。
 - 1 部会長は、この会を代表し、会運営全般の指導助言にあたる。
 - 2 副部会長は、この会の会務を総括する。
 - 3 幹事は、副部会長を補佐し、副部会長に事故ある時は、その職務を年度内において 代行する。
 - 4 常任委員は、この会の事業、各部ブロック会の企画・運営にあたる。
 - 5 研究推進委員は、この会の研究の計画・推進にあたるとともに、研究集録の編集に あたる。
 - 6 庶務は、この会の担当する事務を行う。また、本会議の議事の記録をする。
 - 7 会計は、この会の会計を掌る。
 - 8 監事は、この会の会計を監査する。
- 第9条 部会長は,仙台市中学校教育研究会から推薦された仙台市立中学校長とし,総会において報告する。
- 第 10 条 本会の役員及び委員の選出は次のとおりとする。
 - 1 副部会長は、選挙管理規定に基づき、選挙によって選出する。
 - 2 幹事は、各ブロックより1名ずつ選出する。
 - 3 常任委員は、各ブロックより1名ずつ選出する。
 - 4 研究推進委員は、各ブロックより1名ずつ選出する。
 - 5 庶務・会計は、幹事から選出する。
 - 6 研究推進委員長は、幹事から選出する。
- 第11条 役員の任期および補欠選挙については、次のとおりとする。
 - 1 副部会長の任期は2年とし、再任をしない。
 - 2 副部会長が任期を全うできない事情が生じた場合には、補欠選挙を行う。それによる任期は残任期間とする。
 - 3 幹事の任期は2年とし、会員である限り異動後も継続する。
 - 4 常任委員・研究推進委員は、任期を原則2年とする。

5 監事は学校番号順後ろからとし、任期を2年とする。

第四章 会議

- 第12条 本会は,次の会議をおく。
 - 1 総会 2 全体会 3 運営委員会 4 研究推進委員会
 - 5 専門委員会 6 ブロック会
- 第13条 総会は、年1回開く。ただし、部会長が必要と認めた時、または会員の3分の2以上 の要求があった場合、臨時総会を開くことができる。
 - 1 総会は次の事項を審議する。
 - ・予算・決算に関すること。
 - ・事業報告並びに事業計画に関すること。
 - ・規約改正に関すること。
 - ・役員選出に関すること。
 - ・その他、本会の目的達成のための重要事項に関すること。
 - 2 決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決める。
- 第14条 会議の構成と開催については次のように定める。
 - 1 運営委員会の構成は、次のとおりとし、必要に応じて開催する。

部会長1名常任委員5名副部会長1名派遣関係機関の役員若干名幹事5名専門委員若干名

- 2 研究推進委員会は、次の役員をもって構成し、必要に応じて開催する。 研究推進委員長 1名 研究推進委員 5名
- 3 専門委員会は、必要に応じて構成し、開催する。
- 4 ブロック会は、必要に応じて、開催する。

第五章 会計

- 第15条 本会の経費は、助成金、その他の収入をもってあてる。
- 第16条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第17条 本会則は、総会の決議によって改正することができる。

附則

この会則は、平成10年4月1日から実施する。

〔平成12年12月8日一部改正(役員任期)〕

[平成22年5月17日一部改正(組織・会計)]

[平成26年11月6日一部改正(役員選出)]

[令和元年5月16日一部改正(組織·役員選出)]

[令和3年5月13日一部改正(役員選出)]

[令和4年5月12日一部改正(所在地·役員名称)]

細則

- 第1条 役員会の選出については別則(仙台市中学校教育研究会養護教育部会選挙管理規定で 定める。
- 第2条 第6条に定めるブロック,所属校は次のとおりとする。

1ブロック ・仙台一 ・仙台二 ・三条 ・北仙台 ・中山 ・桜丘

・南吉成 ・折立 ・広瀬 ・大沢 ・吉成 ・広陵

・錦ヶ丘 ・青陵

2ブロック・上杉山・五城・東仙台・岩切・台原・鶴谷・幸町・西山・八乙女・南光台・田子・附属

- 南光台東
- 3 ブロック ・宮城野 ・東華 ・五橋 ・愛宕 ・八軒 ・沖野
 - ・南小泉 ・六郷 ・七郷 ・高砂 ・蒲町 ・中野
 - 二華秀光
- 4ブロック ・長町 ・中田 ・西多賀 ・生出 ・郡山 ・茂庭台
 - ・山田 ・袋原 ・人来田 ・富沢 ・秋保 ・柳生
 - ・八木山
- 5ブロック ・七北田 ・根白石 ・将監 ・将監東 ・向陽台 ・加茂
 - ・鶴が丘 ・寺岡 ・長命ヶ丘 ・館 ・高森 ・松陵
 - · 住吉台 · 南中山
- 第3条 第14条(3)の専門委員会の改廃は総会で決定し,運用については運営委員会で検 討する。
- 第4条 「仙台市中学校養護教諭部会慶弔規定」による。

仙台市中学校養護教諭部会 会則

- 第1条 本会は、仙台市中学校養護教諭部会と称し、仙台市中学校教育研究会養護教育部会に属する。
- 第2条 本会の所在地は、会長所属校におき、事務局と兼任する。
- 第3条 本会は、養護教諭独自の職務についての連絡調整と親睦を目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事を行う。
 - 1 養護教諭の職務と関連機関に関する事。
 - (1) 学校保健会との連絡調整
 - (2) 中体連との連絡調整
 - (3) その他
 - 2 会員相互の親睦
 - 3 その他
- 第5条 本会は、仙台市立中学校(宮城教育大学附属中学校・宮城県仙台二華中学校・青陵中等 教育学校・秀光中等教育学校を含む)の養護教諭並びに養護担当者をもって組織する。
- 第6条 本会の運営は、仙台市立中学校教育研究会養護教育部会の役員があたり、次の役員をお く。

会長 (養護教育部会 副部会長) 1名

副会長 (養護教育部会 幹事) 5名

常任委員 5名 監事 1名

- 1 副会長、常任委員、監事は、総会において承認を得る。選出については、仙台市中学校教育研究会養護教育研究部会会則第10条に定める。
- 第7条 役員の任期は、仙台市中学校教育研究会養護教育部会会則第11条のとおりとする。
- 第8条 本会は、次の会議をおく。
 - 1 総会を 年1回開催する。ただし、部会長が必要と認めた時、または会員の3分の2 以上の要求があった場合、臨時総会を開くことができる。
 - (1) 総会は次の事項を審議する。
 - ・予算・決算に関すること。
 - ・事業報告並びに事業計画に関すること。
 - ・規約改正に関すること。

- ・役員選出に関すること。
- ・その他、本会の目的達成のための重要事項に関すること。
- 2 運営委員会
- 第9条 運営委員会は、次の役員をもって構成し、必要に応じて開催する。

会長 1名 副会長 5名 常任委員 5名

監事 1名 その他必要な役員

- 1 運営委員会は、会長からの要請を受けて、本会の運営方法などの舞いようについて審議する。
- 2 運営委員会は、年4回定例に開催する。
- 第10条 本会の慶弔については別に定める。
- 第 11 条 本会の経費は、養護教諭の会費及びその他の収入をもってあてる。なお、会費については 細則による。
- 第12条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第13条 関係機関の役員は、この会の会員の中から選出する。

仙台市中学校教育研究会 健康教育研究会

【副会長1名 幹事5名 監事1名 事務局1名】

仙台市学校保健会 養護教諭部会 【理事3名】

宮城県学校保健会 養護教諭部会【地区委員1名】

中体連事務局【事務局1名 補助 若干名】

その他

- *関係機関役員選出方法については細則による。
- *派遣された役員は、本会との連絡を密にし、必要な報告や連絡を行う。
- 第14条 本会の会則は、総会の決議によって改正することができる。

附則

この会則は、平成11年4月16日より実施する。

〔平成17年5月12日 一部改正(関係機関役員選出)〕

[平成22年5月17日 一部改正(目的・経費)]

〔平成23年5月19日 一部改正(経費)〕

[平成26年11月6日 一部改正(役員選出)]

[令和元年5月16日 一部改正(組織・役員選出)]

[令和3年5月13日 一部改正(役員選出)]

[令和4年5月12日一部改正(所在地・組織・会議]

細 則

仙台市学校保健会 養護教諭部会役員選出については次のようにする。

- 1 理事1名は養護教諭部会幹事とする。
- 2 ほか理事2名は選挙により選出する。
- 3 選挙管理委員の中に役員候補者が含まれた場合は、必要に応じてブロックから 代理の委員をたてる。

選挙方法

- 1 公示期間を前年の12月1日から1月31日とする。
- 2 役職毎に立候補者と推薦候補者の受付をする。ただし、選出する役職は、市学校保健会の組織上、その年度により異なる。
- 3 立候補者は、氏名と立候補理由を届ける。
- 4 推薦候補者については、各ブロック会で会員全体から推薦し、推薦者名と推薦

理由を届ける。

推薦人数は、各役職1~2名とする。

- 5 選挙管理委員長は、推薦候補者へ連絡する。
- 6 役員改選は、次のとおりとする。
 - (1)選挙公報で立候補者及び推薦候補者を紹介し、メッセージがあれば伝える。
 - (2)選挙は、次のとおりとする。
 - 巡回メールによる役職毎の投票により決定する。
 - ①候補者及び推薦候補者の紹介。
 - ②投票によって選出する。
 - ③開票は選挙管理委員が行い,選挙管理委員長が結果を発表する。(得票数は発表しない)
 - ④候補者1名の場合には、その候補者を会長及び理事とする。
 - ⑤一人の方が「養護教育部会副会長」と「市学校保健会 理事等」のどちら にも推薦された場合には、開票時に次のとおり決定していく。

開票1 市学校保健会養護教諭部会長

開票2 養護教育部会 副会長

開票3 市学校保健会 理事

7 決定した事柄を会員に報告する。

会費について

・第4回運営委員会で決定し、総会で承認を得る。

仙台市中学校養護教諭部会慶弔規定

- 第1条 慶弔に関する事項の規定について,次のとおり定める。
- 第2条 会員相互の親睦をはかるために、次のことを行う。
 - ・会員の慶弔に関すること。
 - ・会員の歓送迎に関すること。
- 第3条 慶弔等の費用は、会費をあてる。
- 第4条 次の場合は、それぞれに以下のとおりとする。
 - 1 (削除)
 - 2 満60歳に達する年度に5000円のお祝いを贈る。
 - 3 会員死亡の場合は、生花・弔辞・香料5000円
 - 4 その他特別の事情の慶弔については、会長・副会長で協議する。
- 第5条 この規定の改廃は、運営委員会が行い、総会で承認を受ける。
- 第6条 この規定は、平成18年5月18日から施行する。

[平成26年5月15日 一部改正]

[令和4年5月12日 一部改正]

仙台市中学校教育研究会 養護教育部会選挙管理規定

- 第1条 本会の役員を選出するため、選挙管理委員会をおく。
- 第2条 選挙管理委員は、各ブロックより1名ずつ選出する。

委員の中に,役員候補者が含まれた時は,必要に応じてブロックから代理の委員をたてる。

- 第3条 選挙管理委員は、役員を改選する一切の手続きをする。
- 第4条 選挙管理委員の任期は、原則2年とする。
- 第5条 選挙管理委員は、委員の互選により委員長1名を選出する。
- 第6条 初回は、部会長が招集し、2回目からは委員長が招集する。
- 第7条 選挙管理委員会は、次のことを行う。
 - 1 選挙の公示
 - 2 候補者の受付、候補者への連絡と候補者名の発表
 - 3 投票, 開票の立ち会い, 開票事務
 - 4 当選者の決定,並びに発表
 - 5 その他必要事項
- 第8条 候補者は次の方法による。
 - 1 立候補
 - 2 推薦候補(ブロック毎に全体から選出する。)
- 第9条 得票数が同数の場合は、上位2名で再投票を行う。
- 第10条 この規定の改廃は,運営委員会が行う。
- 第11条 規定の施行する細則は、選挙管理委員会の提案により運営委員会で決める。
- 第12条 この規定は、平成10年5月1日から施行する。

(平成17年 5月12日 一部改正)

(平成27年 2月25日 一部改正)

(令和 3年 5月13日 一部改正)

細則

- 1 公示期間を前年の12月1日~1月31日として,立候補者と推薦候補者の受付をする。 副部会長 1名
- 2 立候補者は、氏名と立候補理由を届ける。
- 3 推薦候補者については、各ブロック会で会員全体から推薦し、推薦者名と推薦理由を届ける。 推薦人数は、副会長1~2名とする。
- 4 選挙管理委員長は、推薦候補者へ連絡する。
- 5 役員改選は、次のとおりとする。
 - (1) 選挙公報で立候補者及び推薦候補者を紹介し、メッセージがあれば伝える。
 - (2) 選挙は次のとおりとする。

巡回メールによる副会長の投票により決定する。

- ①候補者及び推薦候補者の紹介。
- ②投票によって選出する。
- ③開票は選挙管理委員が行い、選挙管理委員長が結果を発表する。(得票数は発表しない)
- ④候補者1名の場合には、その候補者を副会長とする。
- 6 決定した事柄を会員に報告する。